

## 監 査 公 表

静岡市監査公表第 24 号

地方自治法第 252 条の 38 第 6 項の規定により、静岡市長から措置を講じた旨の通知があつたので、これを公表する。

平成 29 年 3 月 31 日

静岡市監査委員	村 松 眞
同	杉 原 賢 一
同	浅 場 武
同	岩 崎 良 浩

### 記

平成 26 年度包括外部監査（テーマ：委託契約の事務の執行について）

清水区生涯学習交流館使用料徴収事務委託

積算方法の見直しについて（市民局生涯学習推進課）

#### 【指摘事項】

使用料徴収 1 件当たりの所要時間を 267 分（4 時間 27 分）として、人件費を積算することは、到底理解しがたいものである。

使用料徴収業務 1 件当たりの所要時間や、それ以外の各種事務作業に要する時間等について、実態を適切に把握したうえで、事実に応じた適切な積算を行うべきである。

#### 【措置の状況】

使用料徴収事務は、指定管理業務に含まれる使用許可事務と一連の業務であるため、当該施設の指定管理者に委託しています。そのため、29 年度からの指定管理の更新に合わせて使用料徴収事務を見直した結果、1 日当たりの所要時間は 3 分の 1 となり、これに伴う人件費の積算額も約 3 分の 1 となりました。